

内閣参質二一六第四六号

令和七年一月七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出国民健康保険料（税）の徴収方法に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出国民健康保険料（税）の徴収方法に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘のように「保険料方式か保険税方式のいずれを採用するか」については、市町村において、御指摘の「居住する」被保険者に対して必要な保険給付等を確実に行うことができるよう、その財源を安定的に確保する等の観点から、地域の実情に応じて判断されるべきものと考えており、必ずしも御指摘のように「居住する自治体によって差異が生じることは不公平・不合理だ」とは考えておらず、お尋ねのように「保険料方式又は保険税方式のいずれかにそろえる必要がある」及び「保険料方式に統一すべき」とは考えていない。

二について

お尋ねについては、「令和四年度国民健康保険事業年報」において、御指摘の「自治体数及びその被保険者数」としては集計していないが、市町村（保険者である市町村及び広域連合の構成市町村をいい、特別区を含む。以下同じ。）の数及びその「課税対象被保険者数」について言えば、令和四年四月一日時点のこれらの数に基づき集計したところ、お尋ねの「保険税方式を採用している」市町村の数及びその「課

「税対象被保険者数」は、それぞれ、千五百二及び千三百八十一万六千八百六十四人であり、また、「保険料方式を採用している」市町村の数及びその「課税対象被保険者数」は、それぞれ、二百三十九及び千二百十四万七千一人である。